

指定ごみ袋の特例措置を 9 月 30 日で終了します

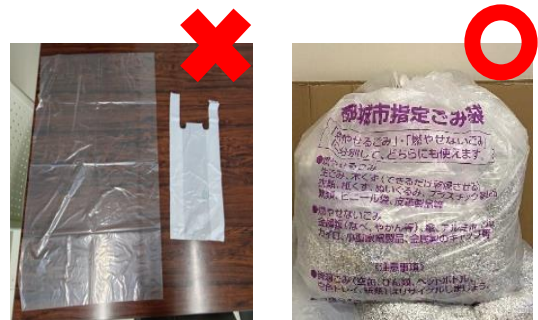
- 指定ごみ袋の製造安定と陳列状況の回復を受け、市販透明袋等での代用を認める暫定的な特例措置を **9 月 30 日で終了**。
- 10 月 1 日（木）以降のごみ出しは、指定ごみ袋を使用する通常ルールに戻る。
- 引き続き、過度な購入は控えるよう市ホームページや SNS 等を通じて注意喚起を行う。

○特例措置の終了について

- ・ 指定ごみ袋の不足に伴い実施してきた特例措置（市販の透明・半透明袋でのごみ出し許可）について、製造が安定し、市内販売店舗での陳列も回復傾向にあることから 9 月 30 日をもって終了します。

○ 10 月 1 日（木）以降のごみ出しルール

- ・ 10 月 1 日（木）以降は特例措置の適用外となるため、通常どおり「都城市指定ごみ袋」を使用してごみを排出するようお願いします。
- ・ 市販の透明・半透明袋で出されたごみは、10 月 1 日以降は収集対象外となります。



○市民の皆様へのお願い

- ・ 供給体制は回復傾向にありますが、引き続き安定した供給を維持するため、指定ごみ袋の過度な購入は控えるようお願いします。
- ・ 本件については、市ホームページや公式 SNS 等を通じて、市民の皆様へ冷静な対応を呼びかけてまいります。

【参考】特例措置に関するこれまでの経緯

- ・ 一時的な需要集中に伴う品薄への対応として、以下のとおり暫定措置を実施。
 - （1） 5 月 25 日（月） 指定ごみ袋の品薄に伴う市民生活への影響を考慮し、市販袋での代用を認める特例措置を開始。
 - （2） 6 月 19 日（金） 供給体制の完全回復には今しばらく時間を要すると見込まれたため、特例期間を 9 月 30 日まで延長。